

答弁書第一〇〇号

内閣参質一七一第一〇〇号

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員谷博之君提出難病患者の就労施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員谷博之君提出難病患者の就労施策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

厚生労働省としては、難治性疾患又は慢性疾患の患者についても、稼働能力の減退の程度等が支給基準に該当すれば障害年金を支給しているところである。また、必要に応じて職業リハビリテーションに係る施策を実施しているほか、平成二十一年四月に難治性疾患患者雇用開発助成金を創設するなど、適切にその就労支援策を講じているところである。

厚生労働省としては、今後、難治性疾患患者雇用開発助成金の支給対象となる事業主から、難治性疾患の患者が就労に際して抱えている課題等の情報を収集することとしており、これらの情報も活用して、難治性疾患又は慢性疾患の患者に対する就労支援策の在り方について検討してまいりたいと考えている。

